

消防施設整備計画

(花巻市公共施設マネジメント計画個別施設計画)

令和2年6月策定

令和6年5月改訂

花巻市消防本部

目 次

第1章 個別施設の整備方針

- 1 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 施設別整備の方向性
 - (1) 消防施設等の全体目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 建物施設の目標耐用年数・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) インフラ施設の目標耐用年数・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 個別計画

- 1 消防庁舎
 - (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 施設別計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 通信指令施設
 - (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 施設別計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 消防車両
 - (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 施設別計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 消防屯所
 - (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (2) 組織再編計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 5 消防水利
 - (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (2) 施設別計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

資料編

- 資料1 公共施設マネジメント計画【実施計画編】第2次期間の事業内訳
- 資料2 消防施設整備計画工程一覧と費用の推計

第1章 個別施設の整備方針

1 計画の位置付け

本計画は、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などの取組みに当たり、基本的な考え方である「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」を踏まえ、具体的な施設の整備方針を示すものです。

また、国のインフラ長寿命化基本計画においては、公共施設等総合管理計画の下位に位置付けられる「個別施設計画」に相当するものです。

2 計画の対象施設

「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」では、消防庁舎・消防屯所・水防倉庫の「消防施設」を対象としていますが、消防サービスを提供する上では、消防車両、装備資機材、消防水利も密接に関わっています。

本計画は、「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」の下位に位置づけられる計画ではありますが、消防力整備の具体的な計画でもあることを踏まえますと、対象施設を拡大し、消防施設全般とすることが合理的であると考えられます。

そこで、本計画の対象とする施設は「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】」に掲げられた消防施設に、通信指令施設、消防車両、消防水利を加えた「消防施設整備計画」といたしました。

【計画対象の消防施設】

- 1 「消防庁舎」：消防本部及び消防署の庁舎、訓練施設
- 2 「消防屯所」：消防団の詰所、車両格納庫（※ 水防倉庫を除く）
- 3 「通信指令施設」：高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線設備
- 4 「消防車両」：消防ポンプ自動車（水槽付を含む。）、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車、小型動力ポンプ付大型（中型）水槽車、指揮車、後方支援車、資機材搬送車、小型動力ポンプ積載車
- 5 「消防水利」：消火栓、防火水槽

※ 水防倉庫等については、施設の方針を「維持すべき施設」または「見直しすべき施設」のいずれかに決定していることから、本計画から除くものです。

3 計画の対象期間

計画期間は、中長期的な視点で進めなければならない取組みであるため、令和元年度から令和5年度までの5か年を第1次、以降令和6年度から4年毎に第2次、第3次、第4次として令和17年度までの計画とします。また、第1次は実績値を計上しています。

なお、人口動向や社会情勢など消防需要の変化に柔軟に対応できるように、計画期間内であっても必要に応じて適宜計画の見直しを行っていくものとします。

年度	令和1～令和5 2019～2023	令和6～9 2024～2027	令和10～13 2028～2031	令和14～17 2032～2035
花巻市公共施設マネジメント計画 【基本方針】	花巻市公共施設マネジメント【実施計画編】第1次～第4次			
消防施設整備計画				
	(個別施設計画) 第1次計画～第4次計画			
	適宜改定	適宜改定	適宜改定	適宜改定

4 施設別整備の方向性

花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針】の基本理念	
○建物施設の基本方針	
方針1	量の最適化
方針2	質の最適化・・・ <u>花巻市建物施設保全方針</u>
方針3	運営の最適化
○インフラ施設の基本方針	
方針1	安心・安全の確保
方針2	長寿命化の推進
方針3	効率的な整備・更新

(1) 消防施設等全体の目標

◎ 建物施設

- ① 新規整備は原則として行わない。(現有施設の有効活用)
- ② 他の公共施設が更新される際、立地条件等を考慮し、消防施設との複合施設として更新可能か検討する。
- ③ 施設総量を縮減する。(20年間で15%程度の縮減)

複合化

◎ インフラ施設

- ① 現状の経費(一般財源)の範囲で維持・管理を行う。
- ② 施設のためにかかるコスト(ライフサイクルコスト)を縮減する。
- ③ 新たなニーズ(消防活動困難区域指定)に効率的に対応する。

「すこしずつ我慢」
「できるだけ工夫」
「上手にやりくり」

長寿命化

(2) 建物施設の目標耐用年数

「花巻市建物施設保全方針」によると、耐用年数には、法定耐用年数・物理的耐用年数・経済的耐用年数・機能的耐用年数があります。計画的保全を実施するため、施設を使用する年数の目標（以下、「目標耐用年数」）を設定することになります。

消防施設についても、長寿命化を図ることは必要不可欠であり、目標耐用年数の設定は、物理的耐用年数にできる限り近づけることを目指します。

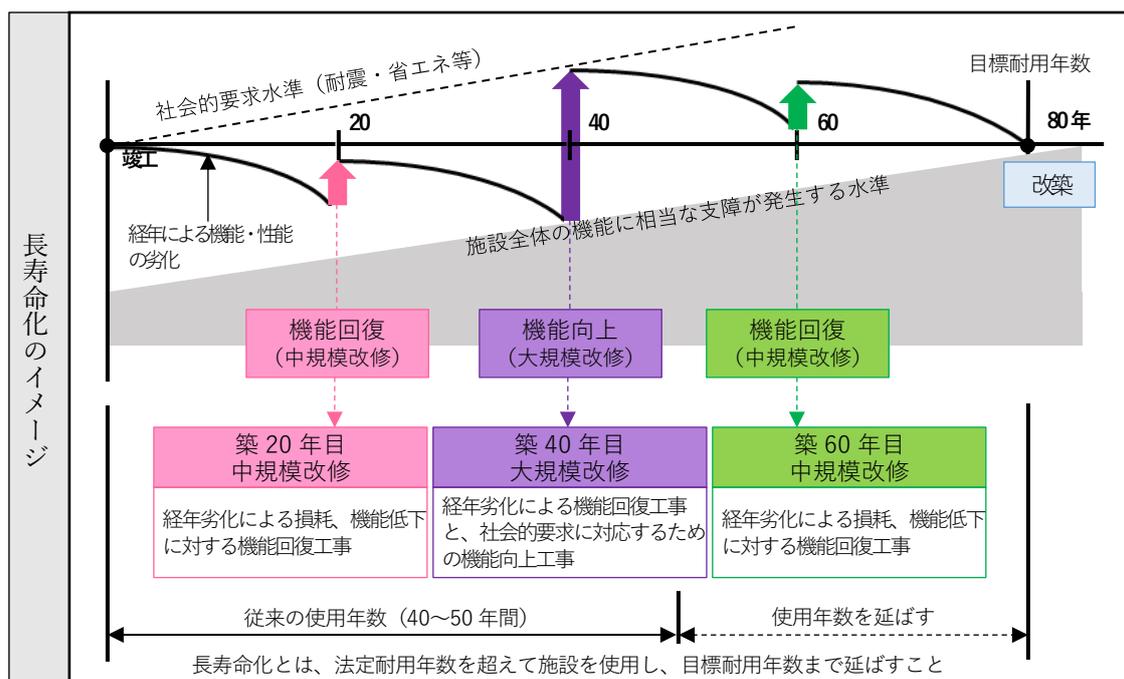
花巻市の目標耐用年数

建物の種別	目標耐用年数
一般施設	60年以上
長寿命化施設	80年以上

(3) インフラ施設の目標耐用年数

コンクリート構造物である防火水槽の法定耐用年数は50年とされていることからこれを基準とし、設置後50年を超過する防火水槽については専門機関による機能診断結果を参考として、長寿命化を図るための補強、補修を行います。

長寿命化のイメージ



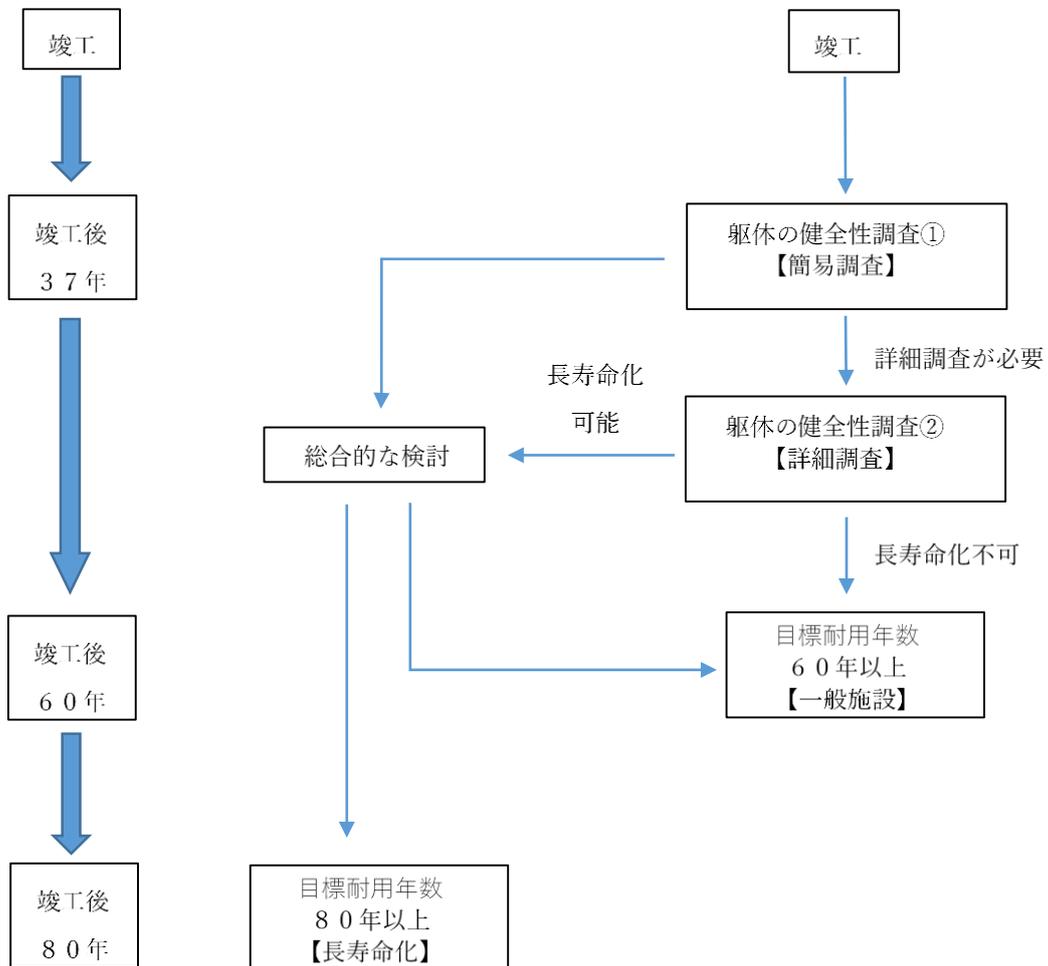
【図】長寿命化の概念図

改修工事内容の例

修繕	<ul style="list-style-type: none"> ◆改築又は解体までの期間、施設利用者の安全確保を考慮したうえで、必要最低限の機能維持に努める ◆躯体を保護する屋根、外壁の防水層の補修、劣化した部分の不具合への対応などを実施
	<p>≪工事内容の例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水、屋根、外壁の塗装 ・劣化した部分の機器・部品交換
中規模改修	<ul style="list-style-type: none"> ◆躯体を長期に維持するために必要な部分・部位及び設備などについて、建築物の機能を維持するために必要となる部分を予防保全する ◆保全対象部位のうち、屋上防水、屋根・外壁の機能回復、防災、空調、給排水などの機器類の交換、物理的な不具合への対応、機能改善などを実施
	<p>≪工事内容の例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水、屋根・外壁の修繕 ・自動火災報知器、空調機器、給排水設備の交換 等
大規模改修	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設を目標耐用年数まで使用するために、設備の更新、物理的な不具合を解消し、耐久性などを高める ◆全面改修が基本となり、内部配管の改修を含めた設備更新や劣化部補修だけでなく、機能面、環境面での改善を図る ◆ユニバーサルデザイン、バリアフリー改善などへの対応の必要性を検討するとともに、省エネルギー機器の導入を検討
	<p>≪工事内容の例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水、屋根・外壁・内部の改修 ・受変電設備、電力設備、防災設備の改修 ・空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備の改修 等

長寿命化適用可能性検討フロー

※該当施設について、長寿命化の可否を検討するためのフロー



《花巻市建物施設保全方針》抜粋

第2章 個別計画

1 消防庁舎

(1) 基本的な考え方

消防庁舎の目標耐用年数については、財政負担の平準化と施設の長寿命化を基本とする以上、将来の消防需要を見極めながら、最も効果的な方法で施設の整備を検討していく必要があります。

これらのことから、消防庁舎については建物施設保全方針の一般施設に準拠して、目標耐用年数を60年以上とします。

なお、今後の消防庁舎の更新・整備に当たっては、以下の3項目を基本的な考え方とします。

【消防庁舎の更新・整備に当たっての基本的な考え方】

- I. 目標耐用年数から最長20年間程度の長寿命化改修を行い、既存のストックを有効に活用しながら、建設時期の平準化を図ることとします。
- II. 交代制勤務を基本とした24時間勤務であるほか、消防吏員のプライバシー確保も重要となることから、性別に限らず多様性を踏まえた快適な職場環境に配慮します。
- III. 業務上24時間常時稼働しているため、各種設備等の使用頻度を考慮し予防保全を徹底するものとします。

上記の考え方を基本として、施設の更新、施設の除却、大規模改修、中規模改修等について、対象となる消防庁舎と整備時期について検討していくものとします。

(2) 施設別計画

消防本部・花巻中央消防署

建築年：昭和 53 年（1978 年） 目標時期：令和 40 年（2058 年）

年度	1 次	2 次	3 次	4 次
	令和 1～5 2019～2023	令和 6～9 2024～2027	令和 10～13 2028～2031	令和 14～17 2032～2035
経過年数	45 年経過	49 年経過	53 年経過	57 年経過
整備概要	換気設備設置 トイレ・浴室改修 庁舎ボイラー更新 空調設備改修	中規模改修 (改修例：外壁の修繕、排水設備の交換、窓の複層化等)		
施設の除去				

花巻中央消防署東和分署

建築年：昭和 61 年（1986 年） 目標時期：令和 48 年度（2066 年）

年度	1 次	2 次	3 次	4 次
	令和 1～5 2019～2023	令和 6～9 2024～2027	令和 10～13 2028～2031	令和 14～17 2032～2035
経過年数	37 年経過	41 年経過	45 年経過	49 年経過
整備概要	仮眠室改修 車庫増築		中規模改修の検討	
施設の除去				

花巻中央消防署花巻温泉分遣所

建築年：平成 21 年（2009 年） 目標時期：令和 51 年（2069 年）

年度	1 次	2 次	3 次	4 次
	令和 1～5 2019～2023	令和 6～9 2024～2027	令和 10～13 2028～2031	令和 14～17 2032～2035
経過年数	14 年経過	18 年経過	22 年経過	26 年経過
整備概要			中規模改修の検討	
施設の除去				

花巻中央消防署花巻南温泉分遣所

建築年：平成 2 年（1990 年） 目標時期：令和 32 年（2050 年）

年度	1 次	2 次	3 次	4 次
	令和 1～5 2019～2023	令和 6～9 2024～2027	令和 10～13 2028～2031	令和 14～17 2032～2035
経過年数	33 年経過	37 年経過	41 年経過	45 年経過
整備概要	仮眠室改修		中規模改修の検討	
施設の除去				

花巻北消防署

建築年：平成 23 年（2011 年） 目標時期：令和 53 年度（2071 年）

年度	1 次	2 次	3 次	4 次
	令和 1～5 2019～2023	令和 6～9 2024～2027	令和 10～13 2028～2031	令和 14～17 2032～2035
経過年数	12 年経過	16 年経過	20 年経過	24 年経過
整備概要		訓練施設修繕	中規模改修の検討	
施設の除去				

花巻北消防署大迫分署

建築年：平成 24 年（2012 年） 目標時期：令和 54 年度（2072 年）

年度	1 次	2 次	3 次	4 次
	令和 1～5 2019～2023	令和 6～9 2024～2027	令和 10～13 2028～2031	令和 14～17 2032～2035
経過年数	11 年経過	15 年経過	19 年経過	23 年経過
整備概要				中規模改修の検討
施設の除去				

田瀬無線局舎

建築年：平成 27 年（2015 年） 目標時期：令和 57 年度（2075 年）

年度	1 次	2 次	3 次	4 次
	令和 1～5 2019～2023	令和 6～9 2024～2027	令和 10～13 2028～2031	令和 14～17 2032～2035
経過年数	8 年経過	12 年経過	16 年経過	20 年経過
整備概要				中規模改修の検討
施設の除去				

拝峠無線局舎

建築年：平成 27 年（2015 年） 目標時期：令和 57 年度（2075 年）

年度	1 次	2 次	3 次	4 次
	令和 1～5 2019～2023	令和 6～9 2024～2027	令和 10～13 2028～2031	令和 14～17 2032～2035
経過年数	8 年経過	12 年経過	16 年経過	20 年経過
整備概要				中規模改修の検討
施設の除去				

大沢無線局舎

建築年：平成 27 年（2015 年） 目標時期：令和 57 年度（2075 年）

年度	1 次	2 次	3 次	4 次
	令和 1～5 2019～2023	令和 6～9 2024～2027	令和 10～13 2028～2031	令和 14～17 2032～2035
経過年数	8 年経過	12 年経過	16 年経過	20 年経過
整備概要				中規模改修の検討
施設の除去				

- ・ 集約化：既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する。
- ・ 複合化：既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
- ・ 転 用：既存の公共施設を改修し他の施設として利用する。
- ・ 中規模改修：一般施設の目標耐用年数から 20 年間活用するために、通常発生する消耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させる。

花巻市消防本部・花巻中央消防署（昭和 53 年建築）

	<p>配置人員 消防本部 25 人 花巻中央消防署 47 人</p> <p>緊急車両 消防ポンプ 2 台、救助工作車 1 台、化学車 1 台、はしご車 1 台、救急車 2 台、指揮車 1 台、10 t 水槽車 1 台、資機材搬送車 1 台</p> <p>消防用工作物 高圧空気充填室 消防無線基地局、固定局 ホース乾燥塔、無線機器室、 消防指令センター用無停電電源装置</p> <p>防災用工作物 サイレン吹鳴装置</p>
<p>現在位置：花巻市材木町 12 番 6 号 敷地面積：3,853.17 m² 延床面積：2,328.63 m² （庁舎・訓練塔 2027.92 m²、車庫棟 238.94 m²、付帯 61.77 m²） 構造：鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 3 階、訓練塔地上 7 階建</p>	

現 状：本部庁舎は、昭和 53 年 7 月に建築されました。平成 24 年度（建築後 34 年）に屋上防水、内外装及び給水設備等の中規模改修を実施しています。

また、令和 2・3 年度に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、換気設備設置、トイレ及び浴室改修を行ったほか、ランニングコスト縮減のため、令和 4 年度にボイラー改修、令和 5 年度に空調設備改修を行っています。

しかし、現在 45 年が経過し、庁舎や車庫の雨漏り等が生じるなど老朽化が進んでいるほか、女性隔日勤務職員の増員を踏まえた仮眠室の増設、多目的トイレ等の設置を検討するなど施設の改修が必要となっています。

本部庁舎は、日影による中高層の建築物の制限について既存不適格であることから、同一敷地内でこれ以上の増築は行えない状況です。

配 置：消防力の適正配置としては、花巻市の人口集中区域をカバーしており、必要不可欠な部署となっています。



整備の方向性：令和6年度は、停電対策としての電源設備改修及び県内10消防機関での消防指令業務共同運用に伴う新指令室移設工事を行います。また、令和8年度は庁舎の長寿命化を前提とし、老朽箇所の修繕、執務や生活環境の向上を考慮し、性別に限らず多様性を踏まえた施設の整備など、中規模改修を行うこととしています。

花巻中央消防署東和分署（昭和 61 年建築）

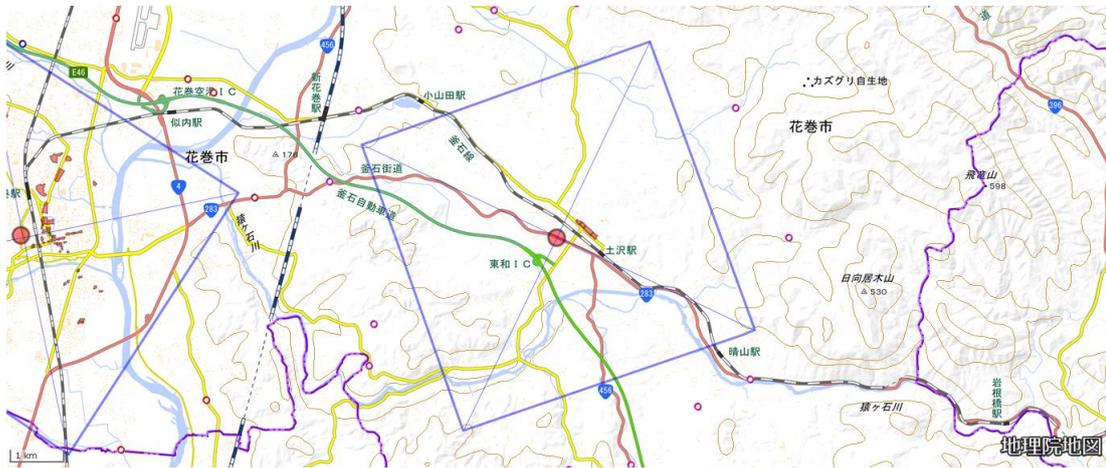
	<p>配置人員 17 人</p> <p>緊急車両 消防ポンプ車 1 台、救急車 1 台、指令車 1 台、東和総合支所車両 1 台</p> <p>消防用工作物 ホース乾燥塔</p>
<p>現在位置：花巻市東和町安俵 6 区 115 番地 敷地面積：738 m² 延床面積：420.57 m² (庁舎 417.93 m²、付帯 2.64 m²) 構 造：鉄骨造</p>	

現 状：東和分署は、昭和 61 年 12 月に現庁舎が建設されました。

現在 37 年が経過し、庁舎の老朽化が進むとともに、消防車両の大型化や事務量の増加により庁舎が狭隘となっています。

なお、国道 283 号歩道整備に伴い、車庫前のスペースが削られ、消防車両の点検整備等を行うための車庫外停車は、歩道に車両がせり出し安全が確保できない状態を考慮し、令和 3 年度に車庫を増築しています。

配 置：消防力の適正配置からは、東和町中心部に位置し、運用効果も大きいものと考えます。



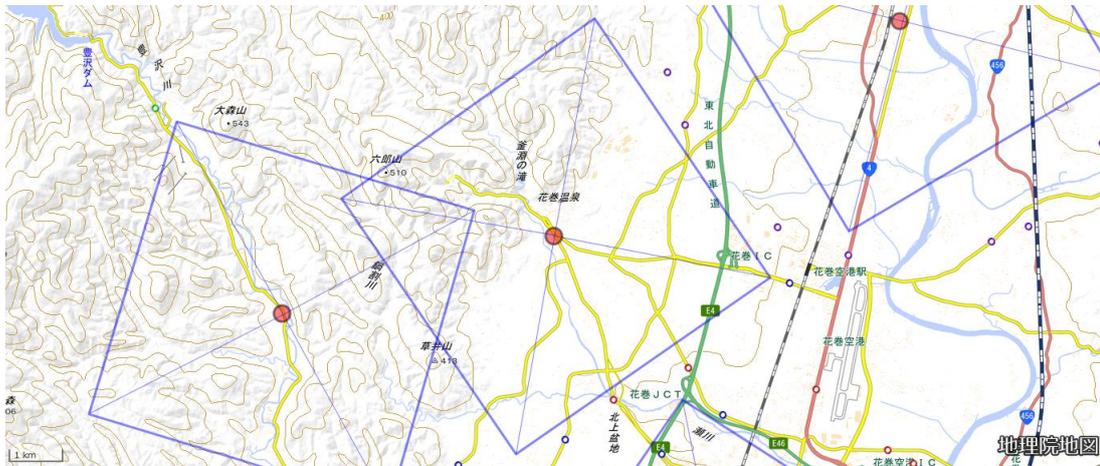
整備の方向性：東和分署は、令和 8 年度に建築から 40 年を迎えることから、令和 10 年度に経年により生じた劣化、機能低下に対する回復を図るため、女性職員用仮眠室等の整備を含む中規模改修を検討します。

花巻中央消防署花巻温泉分遣所（平成 21 年建築）

	<p>配置人員 8 人</p> <p>緊急車両 消防ポンプ車 1 台、救急車 1 台、災害後方支援車 1 台</p> <p>消防用工作物 ホース乾燥塔</p>
<p>現在位置：花巻市台第 5 地割 21 番地 1 敷地面積：1,298.0 m² 延床面積：271.7 m²（庁舎 269.06 m²、付帯 2.64 m²） 構 造：鉄骨造一部木造平屋建</p>	

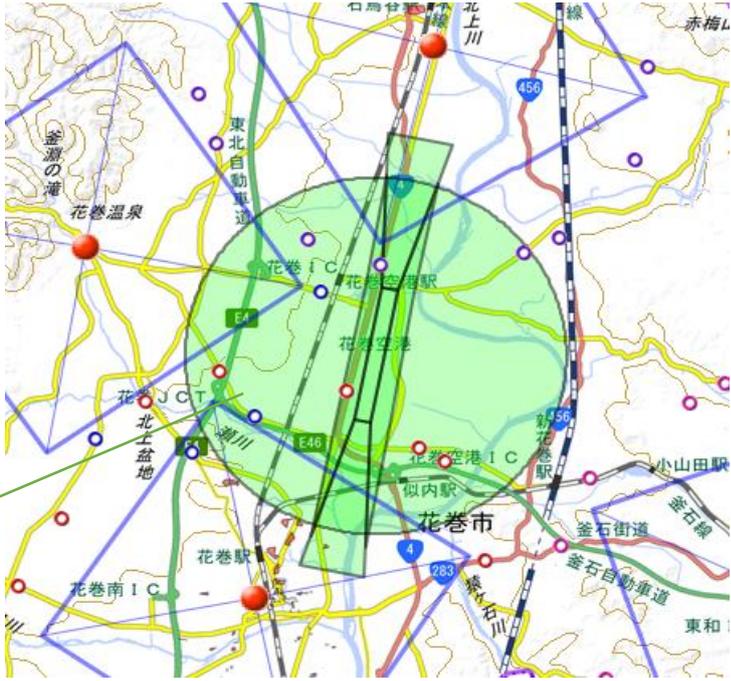
現 状：花巻温泉分遣所は、平成 21 年 3 月に建築されました。
現在 14 年が経過し、庁舎全体の設備等の不具合も無い状態です。

配 置：消防力の適正配置としては、花巻温泉郷に近接し、必要な部署となっています。
花巻中央消防署及び花巻北消防署の管轄を効率良くカバーしています。



整備の方向性：定期的に点検等を行い、適正な施設の維持管理に努めます。

空港等の周辺空域



花巻中央消防署花巻南温泉分遣所（平成 2 年建築）

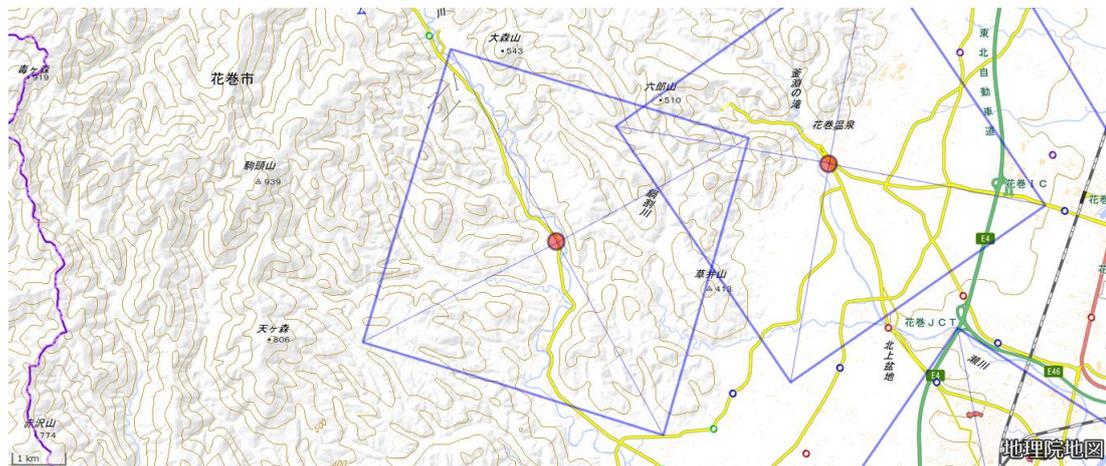
	配置人員 8 人
	緊急車両 消防ポンプ車 1 台、救急車 1 台
<p>現在位置：花巻市湯口字大沢 187 番地 2 敷地面積：711.0 m² 延床面積：226.4 m²（庁舎 223.76 m²、付帯 2.64 m²。） 構 造：鉄骨一部木造平屋建て</p>	消防用工作物 ホース乾燥塔 消防無線基地局
	防災用工作物 FM はなまき大沢中継局 サイレン吹鳴装置

現 状：花巻南温泉分遣所は、花巻南温泉郷地域の消防力強化のため、平成 2 年 10 月に建築されました。

平成 25 年度(建築後 23 年)に屋根、内外装の中規模改修を実施しております。

現在 33 年が経過し、車庫内と敷地舗装の老朽化はありますが、庁舎全体の躯体の不具合は無く、経常経費の中で修繕を実施するなど施設の維持管理を行っています。

配 置：消防力の適正配置としては、花巻南温泉郷をカバーしており、必要な部署となっています。



整備の方向性： 建築から 40 年が経過するまで現状同様、施設の保全に努め、今後の人口動態、消防需要を見極めながら、長寿命化について検討します。

花巻北消防署（平成 23 年建築）

	<p>配置人員 25 人</p> <p>緊急車両 消防ポンプ車 1 台、救急車 2 台、指揮車 1 台、5 t 水槽車 1 台</p> <p>消防用工作物 ホース乾燥塔、主訓練塔、補助訓練塔 消防無線基地局遠隔制御装置</p>
<p>現在位置：花巻市石鳥谷町八幡第 4 地割 100 番地 1 敷地面積：4,127.09 m² 延床面積：1,222.06 m² (庁舎 984.42 m²、倉庫 60.0 m²、訓練棟 175.0 m²、付帯 2.64 m²) 構造：鉄骨造 2 階建</p>	

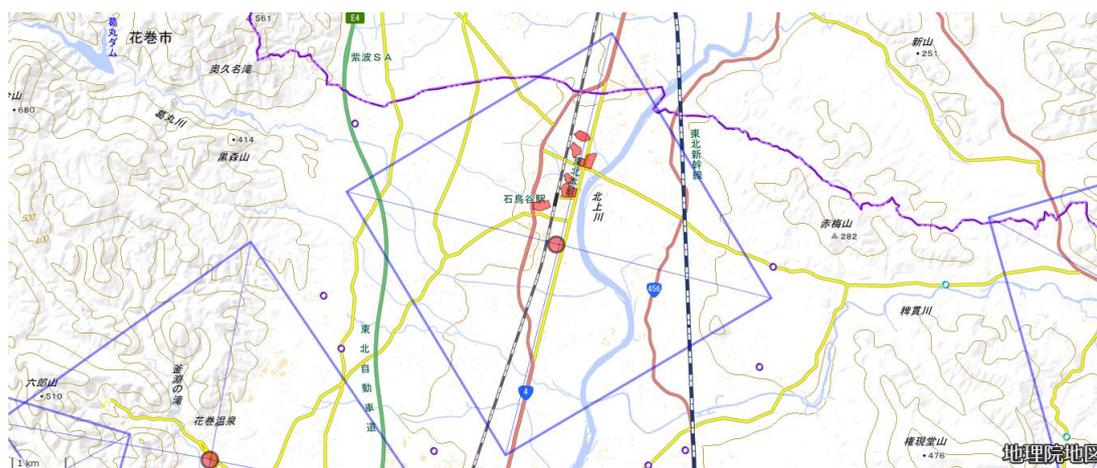
現 状：花巻北消防署は、平成 23 年 11 月に建築されました。

現在 12 年が経過し、庁舎全体の設備等の不具合も無い状態です。訓練施設については、壁体の修繕を実施するなど施設の維持管理を行っています。

また、庁舎には女性職員の仮眠等の施設を設けています。

配 置：消防力の適正配置については、石鳥谷町中心部に位置し運用効果が大きいものと考えます。

なお、花巻北消防署は、ハザードマップにおいて浸水想定区域に指定されていますが、北上川氾濫時は活動拠点を高台の施設に移転し、消防機能を維持継続します。



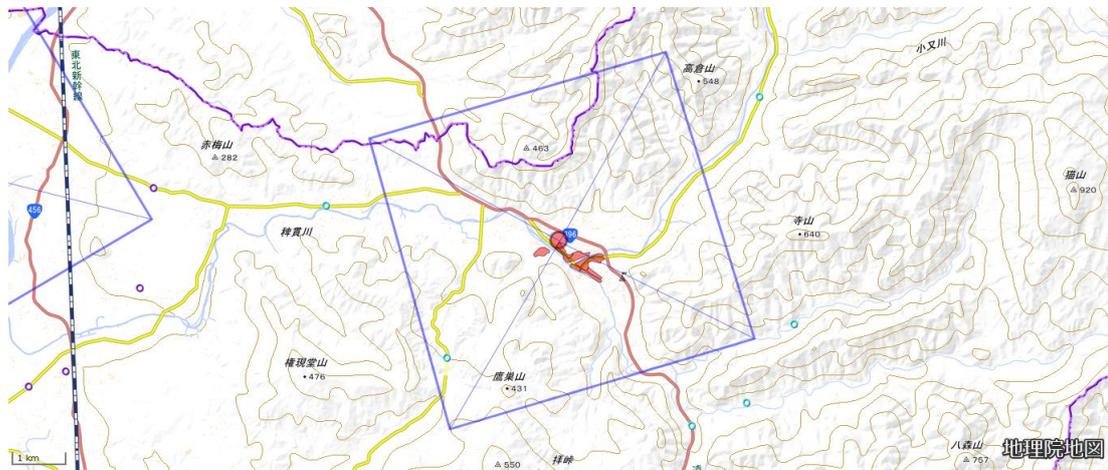
整備の方向性：定期的に点検等を行い、適正な施設の維持管理に努めます。

花巻北消防署大迫分署（平成 24 年建築）

	<p>配置人員 17 人</p> <p>緊急車両 消防ポンプ車 1 台、救急車 1 台、指令車 1 台</p> <p>消防用工作物 ホース乾燥塔</p>
<p>現在位置：花巻市大迫町大迫第 13 地割 22 番地 1 敷地面積：893.35 m² 延床面積：443.97 m² (庁舎 436.29 m²、付帯 7.68 m²) 構 造：鉄骨造一部 2 階建</p>	

現 状：大迫分署は、平成 24 年 3 月に建築されました。
現在 11 年が経過し、庁舎全体の設備等の不具合も無い状態です。

配 置：消防力の適正配置としては、大迫町中心部に位置し、運用効果も大きいものと考えます。



整備の方向性：定期的に点検等を行い、適正な施設の維持管理に努めます。

2 通信指令施設

(1) 基本的な考え方

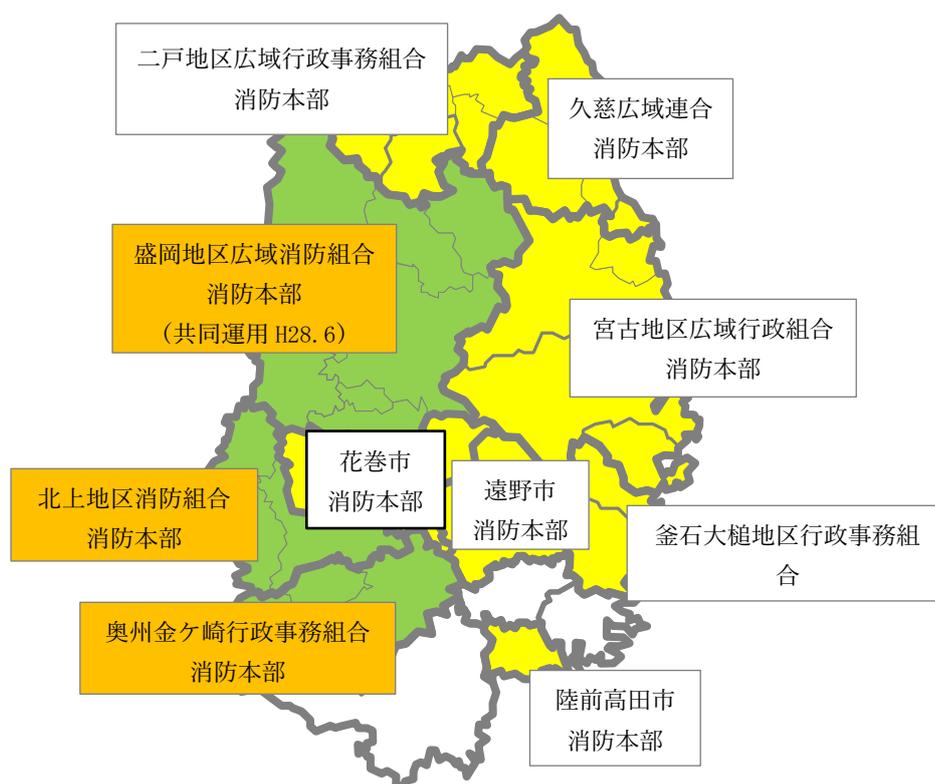
消防指令センターの消防指令システム改修、機器の部分更新と無線設備・機器の整備を行った通信指令施設は、平成 26 年度の整備以来 10 年が経過するとともに、消防救急デジタル無線設備・機器の更新時期も同時期となることから、今後多額の費用負担が見込まれていたこと、また岩手県内の消防本部においても同様の課題があったことから、指令業務の共同運用について県内 12 消防本部で協議した結果、当市を含む県内 10 消防本部により「いわて消防指令センター」を整備し、令和 8 年 4 月から指令業務等の共同運用を行うこととしました。

【通信指令施設の更新・整備に当たっての基本的な考え方】

- I. いわて消防指令センターを整備し、指令業務の共同運用を行うことにより、災害時の連携・協力体制の強化と整備費用の負担軽減を図ることとします。
- II. いわて共同指令センターの整備に伴い、消防本部の指令設備、無線設備及び前進基地局等を整備します。

(参考) 指令業務の共同化について

- ・指令業務の共同化とは、各消防本部において運用している指令センター機能を集約し、119 番通報の受付や出動に係る指令業務等を共同で処理する方式で、現在、岩手県内では盛岡地区広域消防組合、北上地区消防組合、奥州金ケ崎行政事務組合の 3 消防本部が共同化を行い運用しています。今後、当市及び遠野市、陸前高田市、盛岡地区広域消防組合、宮古地区広域行政組合、釜石大槌地区行政事務組合、奥州金ケ崎行政事務組合、北上地区消防組合、二戸地区広域行政事務組合、久慈広域連合の県内 10 消防本部により「いわて消防指令センター」を整備し、令和 8 年 4 月から指令業務等の共同運用を行うこととして取り組んでいます。



(2) 施設別計画

共同指令センター（いわて消防指令センター）※令和8年4月運用開始

<ul style="list-style-type: none"> ・設置位置 盛岡市盛岡駅西通一丁目27番55号 (盛岡中央消防署) ・管轄面積(10消防本部) 13,294 km² ・管轄人口(10消防本部) 1,051,577人 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置人員 43人 ・指令台の種類 Ⅲ型(人口規模40万人以上) 指令台7、指揮台1、無線統制台1の計9台
--	--

年度	1次	2次	3次	4次
	令和1～令和5 2019～2023	令和6～9 2024～2027	令和10～13 2028～2031	令和14～17 2032～2035
経過年数	9年経過	11年経過・R8新設	6年経過	10年経過
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・CVCF更新 ・直流電源装置バッテリー更新 ・指令端末用無停電電源装置更新 ・情報表示盤更新 ・災害情報市民案内サービス変更に係る設備改修 ・いわて消防指令センター整備実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部指令室改修工事 ・いわて消防指令センター整備工事(盛岡中央消防署庁舎改修工事、消防本部旧指令室装置等撤去、改修工事を含む) 		

消防救急デジタル無線設備

年度	1次	2次	3次	4次
	令和1～令和5 2019～2023	令和6～9 2024～2027	令和10～13 2028～2031	令和14～17 2032～2035
経過年数	9年経過	15年経過・R8新設	7年経過	12年経過
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・各庁舎卓上型無線装置バッテリー更新 ・いわて消防指令センター整備実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわて消防指令センター整備工事(多重無線設備整備、花巻北消防署前進基地局整備を含む) 		

局舎と工作物（平成 27 年建築）

田瀬局舎	拝峠局舎	大沢局舎	本部局舎
			
<p>構造：鉄骨造 付帯：無線用鋼管柱 10 m、発動発電機 1 台</p>	<p>構造：鉄骨造 付帯：無線用アンゲル鉄塔 15m、72 時間稼働用燃料、非常用発電機</p>	<p>構造：鉄骨造 付帯：無線用鋼管柱 10 m、非常用発電機（庁舎共用）</p>	<p>（訓練棟 4F 及び棟上部） 構造：鉄骨造 付帯：無線用アンゲル鉄塔 6 m、非常用発電機（庁舎共用）</p>

現 状：無線局舎は、消防救急無線のデジタル化に合わせて平成 27 年に建設されました。その後、11 年が経過し、局舎全体の設備等の不具合も無い状態です。

配 置：石鳥谷町八幡地域の一部に電波伝搬が弱い箇所があるものの、花巻市全域を本部庁舎の無線基地局を含めて 4 つでカバーできていることは、効果が大きいものと考えます。

整備の方向性：いわて共同指令センターの整備に伴い、局舎の無線設備と非常用発電機を整備します。また、多重無線設備及び無線前進基地局を整備します。

局舎は中規模改修の実施まで施設の維持管理を適正に行い、無線鉄塔は 30 年ごとの塗装工事を行います。

（令和 6～7 年度）

- ・ 多重無線設備の整備（指令回線に障害が発生した際のバックアップ構築のために整備）
- ・ 前進基地局の整備（石鳥谷町八幡地域の電波伝搬の改善のため、花巻北消防署に整備）

3 消防車両

(1) 基本的な考え方

消防活動には様々な車両が必要となりますが、このうち住民の生命保護に直結する活動を行ううえで、最も基本となるのが、消防ポンプ自動車と救急自動車です。

当市消防本部では、現在すべての消防署所に消防ポンプ自動車と救急自動車を配備しています。

今後は、少子高齢化の進展に伴い、消防需要の減少が見込まれる一方で、大規模化する災害や特殊災害の発生も懸念されており、限られた財源と人員の中で成果を出すことが求められております。

これらのことから、本計画期間内における消防車両の更新・整備に当たっては、以下の2項目を基本的な考え方とします。

【消防車両の更新・整備に当たっての基本的な考え方】

- I. 現状どおり、すべての消防署・分署・分遣所に消防ポンプ自動車と救急自動車を配備することを基本とします。
- II. 消防需要に鑑み、必要な水準の消防車両を見直しながら配備し、適切な維持管理を行い供用期間中の確実な正常稼働を図るとともに、予防保全の考え方に基づき、適切な時期に更新整備を行います。

なお、本計画において示す使用期間の基準は、従来の使用状況や耐久性能に基づいたものであり、具体的な更新整備の時期については、その車両の状況を踏まえ、検討するものとします。

【消防団車両の更新・整備に当たっての基本的な考え方】

- I. 現状どおり、すべての消防屯所に消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプと積載車のいずれかを配備することを基本とします。
- II. 花巻市消防団組織等再編計画は、消防における最上位に位置する「花巻市消防計画」との整合性を図るとともに、「消防力の整備指針」に基づき、適切な動力消防ポンプの配備に努めます。
- III. 適切な維持管理を行いながら供用期間中の確実な正常稼働を図るとともに、予防保全の考え方に基づき、適切な時期に更新整備を行います。

なお、具体的な更新整備の時期については、その車両の状況を踏まえ、検討するものとします。

(2) 施設別計画

署所の配備車両状況

区分	消防本部	中央消防署	東和分署	花巻温泉分遣所	花巻南温泉分遣所	花巻北消防署	大迫分署	合計
合計		11台	3台	3台	2台	5台	3台	27台
はしご車		1台						1台
水槽付ポンプ車		1台	1台	1台	1台	1台	1台	6台
普通ポンプ車		1台						1台
大・中型水槽車		1台				1台		2台
救助工作車		1台						1台
化学車		1台						1台
指揮車		1台				1台		2台
高規格救急車		2台	1台	1台	1台	1台	1台	7台
非常用救急車						1台		1台
後方支援車				1台				1台
資機材搬送車		2台						2台
広報車			1台				1台	2台

消防団の配備車両状況

区分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	合計
合計	58台	24台	27台	28台	137台
指揮車	1台	1台	1台	1台	4台
ポンプ車	19台	4台	10台	9台	42台
積載車	37台	18台	14台	14台	83台
軽積載車	1台	1台	2台	1台	5台
予備車				3台	3台

(2) 施設別計画

常備消防車両

年度	1次	2次	3次	4次
	令和1～令和5 2019～2023	令和6～9 2024～2027	令和10～13 2028～2031	令和14～17 2032～2035
消防ポンプ		4台	1台	1台
救急車	5台	1台	4台	2台
特殊車、外	4台	1台	2台	2台

消防団車両

年度	1次	2次	3次	4次
	令和1～令和5 2019～2023	令和6～9 2024～2027	令和10～13 2028～2031	令和14～17 2032～2035
ポンプ車	6台	7台	6台	6台
積載車	12台	9台	12台	12台
小型ポンプ	12台	11台	12台	12台

ア 消防ポンプ自動車（水槽付を含む。）

すべての消防署・分署・分遣所に配備し、使用期間 20 年経過後に更新を行うこととし、点検・修理時等に消防力の空白が生じないように予備車（普通ポンプ車）を 1 台配備します。

現有数	7 台	充足率	100% (±0 台)
基準数	7 台		

現有台数を維持する。



イ 高規格救急自動車

すべての消防署・分署・分遣所に配備し、使用期間 10 年以上または走行距離 13 万 k m 以上で更新を行うこととし、車検・修理時等に消防力の空白が生じないように非常用救急車を 1 台配備します。

現有数	8 台	充足率	160% (+3 台)
基準数	5 台		

更新車両を非常用として確保することとし、現有台数を維持する。



ウ はしご付消防ポンプ自動車

花巻中央消防署へ配備することを基本とし、使用期間 17 年経過後に更新を行うこととします

また、消防車両の安全基準に基づき年次保守点検及び 5 年毎にオーバーホールを実施します。

現有数	1 台	充足率	100% (±0 台)
基準数	1 台		

現有台数を維持する。



エ 化学消防ポンプ自動車

花巻中央消防署へ配備することを基本とし、使用期間 20 年経過後に更新を行うこととします。

水槽付消防ポンプ自動車の点検・修理時等に代車としても使用します。

現有数	1 台	充足率	100% (±0 台)
基準数	1 台		

現有台数を維持する。



オ 救助工作車

花巻中央消防署へ配備することを基本とし、近年の高度化、多様化する消防救助需要に対応するため、使用期間 17 年経過後に更新を行うこととします。

現有数	1 台	充足率	50% (△ 1 台)
基準数	2 台		

現有台数を維持する。



カ 小型動力ポンプ付き大型（中型）水槽車

花巻中央消防署及び花巻北消防署へ配備することを基本とし、使用期間 20 年経過後に更新を行うこととします。

現有数	2 台	充足率	100% (± 0 台)
基準数	2 台		

現有台数を維持する。



キ 指揮車

花巻中央消防署及び花巻北消防署に配備し、使用期間 20 年経過後に、走行距離と老朽化状況を鑑み更新を行うこととします。

現有数	2 台	充足率	100% (± 0 台)
基準数	2 台		

現有台数を維持する。



ク 資機材搬送車

花巻中央消防署へ配備することを基本とし、使用期間 20 年経過後に、使用状況に応じて更新を行うこととします。

現有数	2 台	充足率	200% (+ 1 台)
基準数	1 台		

現有台数を維持する。



ケ 後方支援車

花巻温泉分遣所へ配備することを基本とし、使用期間 20 年経過後に更新を行うこととします。

現有数	1 台	充足率	100% (± 0 台)
基準数	1 台		

現有台数を維持する。



コ その他車両

消防分署へ配備することを基本とし、使用期間 20 年 経過後に、使用状況に応じて更新を行うこととします。

現有数	2 台	充足率	100% (±0 台)
基準数	2 台		

現有台数を維持する。



サ 消防団車両

消防団の自動車ポンプと小型動力ポンプ積載車については、20 年経過した車両が多い。

単年度負担が高額にならないよう、使用年数を 25 年から 30 年に設定し、花巻市消防団組織等再編計画に基づいて、自動車又は積載車の区分を、地域の実情と隣接部との地理的要因や水利条件を考慮するとともに、統合後の部の管轄人口が 1,000 人に満たない部は、ポンプ車から小型動力ポンプ付き積載車（軽積載車含む）への変更も考慮し、計画的な更新を行います。



4 消防屯所

(1) 基本的な考え方

消防団施設は、団員の詰所としての要素を含んだ消防屯所と、車庫・器具庫のみの格納庫に分かれております。消防団員の減少により部の再編が進み、これを機に使用されない施設については適切な処理が必要です。

目標耐用年数経過後に一律更新という考え方は諸般の事情により現実的ではなく、今後は財政負担の平準化と施設の長寿命化を基本とし、効果的な方法で施設の整備を検討していく必要があります。

これらのことから、消防屯所については施設保全方針の一般施設に準拠し、目標耐用年数を60年以上とします。

なお、具体的な更新整備の時期については、部の統廃合やその屯所の状況を踏まえ、検討するものとします。

【消防屯所の更新・整備に当たっての基本的な考え方】

- I. 消防団組織等再編計画に併せ、利用頻度の低い格納庫は廃止し、譲渡又は解体を検討します。
- II. 利用頻度の高い格納庫は、改修等により維持保全に努めます。
- III. 消防団員の確保に努める一方で、存続が難しい部については、再編を検討していきます。
- IV. それ以外の屯所については、目標耐用年数までの維持管理を適切に行いながら、更新時期の平準化を図ることとします。

(参考)

屯所の建築、車両等の更新及び経過年数、団員数の現状は、次のとおりです。

花巻地域

		基準日 令和5年4月1日							実員計
部	屯所 建築年	屯所 経過 年数	車両 区分	車両 更新年	車両 経過 年数	小型 更新年	団員 実数		
1分団	本部							5	71
	1部	H13	22	ポンプ車	H27	8		17	
	2部	H11	24	ポンプ車	H14	21		13	
	3部	H4	31	ポンプ車	H19	16		10	
	4部	H6	29	ポンプ車	H13	22		14	
	5部	H7	28	積載車	R1	4	R1	12	
2分団	本部							5	94
	1部	H1	34	積載車	H15	20	H29	8	
	2部	H3	32	積載車	H20	15	H20	11	
	3部	S63	35	積載車	H12	23	H12	11	
	4部	H3	32	ポンプ車	H21	14		10	
	5部	S62	36	積載車	H12	23	H12	7	
	6部	H5	30	積載車	H21	14	H21	13	
	8部	H4	31	ポンプ車	H14	21		16	
	9部	H17	18	積載車	H14	21	H13	7	
	10部	H6	29	積載車	H19	16	H19	6	
	3分団	本部							
1部		2部と統合		積載車	H19	16	H13	0	
2部		H22	13	ポンプ車	H21	14		13	
3部		H1	34	ポンプ車	H16	19		12	
4部		H14	21	積載車	H17	18	H17	10	
5部		H12	23	積載車	H15	20	H15	11	
6部		H18	17	ポンプ車	H20	15		15	
7部		H17	18	積載車	H17	18	H17	12	
8部		H15	20	ポンプ車	H26	9		15	
9部		S60	38	積載車	H15	20	H15	12	
10部		S57	41	積載車	H14	21	H27	10	
11部		H14	21	積載車	H8	27	H8	12	
12部		H17	18	積載車	H6	29	H9	9	
13部		S60	38	ポンプ車	H16	19		14	
4分団	本部							5	155
	1部	H4	31	積載車	H22	13	H22	11	
	2部	S60	38	ポンプ車	H21	14		13	
	3部	H24	11	積載車	H23	12	H21	14	
	4部	H12	23	積載車	H21	14	H13	13	
	5部	H6	29	積載車	H19	16	H19	11	
	6部	H28	7	ポンプ車	H11	24		14	
	7部	H3	32	軽積載車	H26	9	H26	11	
	8部	H10	25	積載車	H15	20	H15	8	
	9部	S62	36	ポンプ車	H30	5		12	
	10部	H7	28	積載車	H17	18	H17	11	
	12部	H2	33	積載車	H22	13	H21	12	
	13部	H1	34	積載車	H21	14	H21	12	
	14部	H6	29	積載車	H24	11	H24	8	
	5分団	本部							
1部		S58	40	ポンプ車	H11	24		15	
2部		H13	22	積載車	H30	5	H21	12	
3部		H15	20	積載車	H17	18	H27	12	
4部		H3	32	積載車	H9	26	H29	11	
5部		H8	27	ポンプ車	R3	2		15	
6分団	本部							5	66
	1部	H2	33	ポンプ車	H29	6		9	
	2部	H22	13	積載車	H15	20	H15	8	
	3部	H8	27	積載車	H25	10	H25	9	
	4部	H14	21	積載車	H9	26	H27	10	
	5部	S58	40	積載車	H21	14	H7	12	
7分団	本部							5	74
	1部	S63	35	積載車	H12	23	H12	11	
	2部	S62	36	ポンプ車	H9	26		15	
	3部	H11	24	ポンプ車	H19	16		11	
	4部	H3	32	積載車	H5	30	H9	11	
	5部	H8	27	積載車	H9	26	H9	11	
6部	S63	35	積載車	H29	6	H29	10		
								計 680	

大迫地域

		基準日 令和5年4月1日							実員計
部	屯所 建築年	屯所 経過 年数	車両 区分	車両 更新年	車両 経過 年数	小型 更新年	団員 実数		
8分団	本部							4	54
	1部	H4	31	積載車	H11	24	H11	13	
	2部	H2	33	積載車	H30	5	H30	8	
	3部	H7	28	積載車	R3	2	R3	8	
	4部	H12	23	積載車	H7	28	H7	9	
	5部	S50	48	ポンプ車	H21	14		12	
9分団	本部							5	76
	1部1班	H20	15	積載車	H11	24	H11	10	
	1部2班	S56	42	積載車	H19	16	H19	7	
	2部1班	S58	40	ポンプ車	H25	10		12	
	2部2班	S62	36	軽積載車	H25	10	H28	3	
	3部	S60	38	積載車	H17	18	H17	11	
	4部	H23	12	積載車	H7	28	H7	9	
	5部1班	H4	31	積載車	H26	9	H26	8	
	5部2班	S61	37	小型			S56	1	
	5部3班	H9	26	小型			S55	2	
	6部1班	H10	25	積載車	R1	4	R1	8	
6部2班	1班と統合		小型			S56	0		
10分団	本部							5	54
	1部1班	H2	33	ポンプ車	H20	15		14	
	1部2班	1班と統合		小型			S59	0	
	2部1班	S60	38	積載車	H17	18	H17	11	
	2部2班	S61	37	積載車	H19	16	H19	0	
	2部3班	1班と統合		小型			S59	0	
	3部1班	H21	14	積載車	H11	24	H11	13	
	3部2班	1班と統合		小型			S58	0	
	4部1班	S58	40	積載車	H29	6	H24	11	
	4部2班	1班と統合		小型			H19	0	
11分団	本部							4	51
	1部1班	H20	15	積載車	H6	29	H6	11	
	1部2班	H7	28	積載車	H11	24	H11	6	
	2部	S56	42	ポンプ車	H22	13		15	
	3部1班	H3	32	積載車	H17	18	H7	10	
3部2班	S53	45	積載車	H7	28	H7	5		
								計 235	

石鳥谷地域

基準日 令和5年4月1日

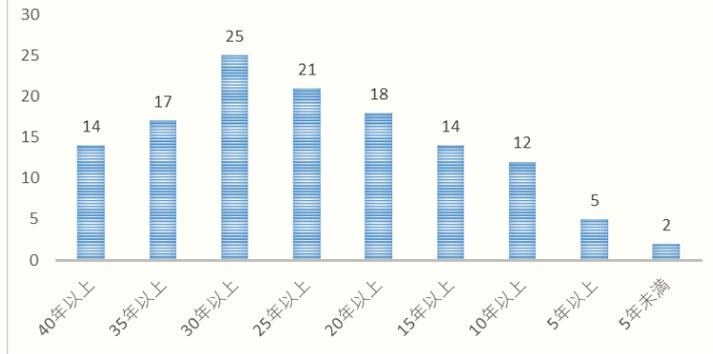
	部	屯所 建築年	経過 年数	車両 区分	車両 更新年	経過 年数	小型 更新年	団員 実数	実員 計
12 分団	本部							4	42
	1部	H20	15	ポンプ車	R2	3		16	
	2部	S54	44	水槽付 ポンプ車	R1	4		10	
	3部	H1	34	積載車	H21	14	H15	12	
13 分団	本部							4	41
	1部	S57	41	ポンプ車	H30	5		12	
	2部	H31	4	積載車	H23	12	H10	8	
	3部	S60	38	ポンプ車	H8	27		8	
14 分団	本部							4	47
	1部	H15	20	ポンプ車	H29	6		8	
	2部	H25	10	積載車	H21	14	H12	15	
	3部	H20	15	ポンプ車	H20	15		11	
15 分団	本部							4	54
	1部	S57	41	積載車	H25	10	H10	12	
	2部	H2	33	積載車	H23	12	H12	16	
	3部	H23	12	積載車	H6	29	H6	10	
16 分団	本部							5	57
	1部	S54	44	積載車	H21	14	H29	12	
	2部	H30	5	積載車	H21	14	H21	13	
	3部 (山屋)	H23	12	積載車	H23	12	H17	15	
17 分団	本部							4	67
	1部	H14	21	ポンプ車	H15	20		9	
	2部	H22	13	積載車	H29	6	H28	11	
	3部	H15	20	積載車	H24	11	H10	8	
18 分団	本部							4	54
	1部	H17	18	軽積載車	H28	7	H28	11	
	4部	H17	18	軽積載車	H28	7	H28	11	
	5部	H19	16	ポンプ車	H19	16		11	
19 分団	本部							4	54
	1部	H27	8	積載車	H22	13	H28	13	
	2部	H27	8	積載車	H22	13	H28	13	
	6部	H27	8	積載車	H22	13	H28	13	
計									308

東和地域

基準日 令和5年4月1日

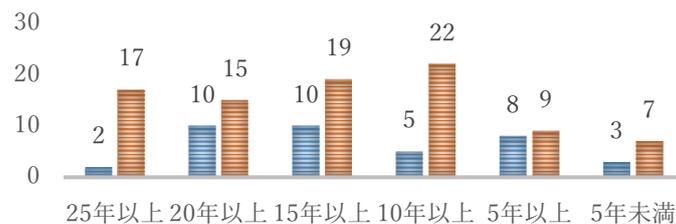
	部	屯所 建築年	経過 年数	車両 区分	車両 更新年	経過 年数	小型 更新年	団員 実数	実員 計
18 分団	本部							5	65
	1部	H31	4	ポンプ車	H12	23		12	
	2部	H4	31	ポンプ車	H21	14		15	
	3部	H7	28	積載車	H27	8	H27	12	
	4部	H15	20	積載車	H16	19	H16	10	
19 分団	本部							5	63
	1部	H21	14	ポンプ車	H12	23		11	
	1部	H19	16	ポンプ車	H19	16		16	
	2部	S63	35	ポンプ車	H29	6		14	
	3部	H19	16	積載車	H16	19	H16	16	
20 分団	本部							5	53
	1部	H19	16	積載車	H16	19	H16	16	
	2部	S62	36	積載車	H20	15	H20	12	
	3部	H9	26	積載車	H16	19	H16	20	
	4部	3部と統合		ポンプ車	H12	23		0	
21 分団	本部							5	50
	1部	H4	31	ポンプ車	H24	11		18	
	2部	H12	23	積載車	H16	19	H16	10	
	3部	H28	7	積載車	R3	2	R3	8	
	4部	H1	34	軽積載車	H27	8	H26	8	
22 分団	本部							5	52
	1部	H13	22	ポンプ車	H12	23		11	
	2部	H1	34	軽積載車	H27	8	H26	8	
	3部	H13	22	ポンプ車	H12	23		11	
	4部	H1	34	軽積載車	H27	8	H26	8	
23 分団	本部							5	35
	1部	H22	13	積載車	H7	28	H7	11	
	2部	H7	28	積載車	R1	4	R1	14	
	3部	H5	30	ポンプ車	H19	16		13	
	4部	S63	35	積載車	H8	27	H8	9	
23 分団	本部							5	35
	1部	H6	29	積載車	H8	27	H8	12	
	2部	3部と統合		積載車	H12	23	H12	0	
23 分団	本部							5	35
	1部	H6	29	積載車	H8	27	H8	12	
	2部	3部と統合		積載車	H12	23	H12	0	
23 分団	本部							5	35
	1部	H6	29	積載車	H8	27	H8	12	
	2部	3部と統合		積載車	H12	23	H12	0	
計									318

経過年数別屯所数



経過年数別車両数

■ ポンプ車 ■ 積載車



(2) 組織再編計画

消防屯所は、組織再編に合わせた屯所の集約を図りながら、計画的な整備を推進します。

なお、組織再編計画は5年毎としており、消防団組織等見直し委員会による協議及び各地域からの意見を総括した5年以内（R6～R10）の再編見込みは次のとおりです。

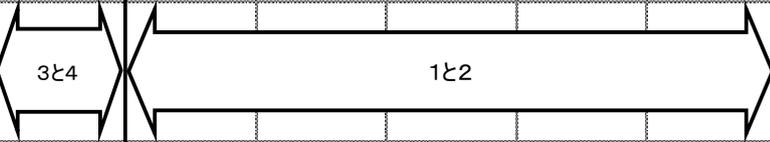
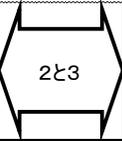
区分	地区	部数		備考
		現状	計画	
第1分団	花巻	5	5	当面は現体制を維持
第2分団	湯口	9	9	当面は現体制を維持
第3分団	湯本	12	10	意見調整中（7部,8部、9部,10部）
第4分団	矢沢	13	10	意見調整中（4部,7部、5部,8部,9部）
第5分団	宮野目	5	3	意見調整中（2部,3部、4部,5部）
第6分団	太田	6	4	意見調整中（2部,3部、4部,6部）
第7分団	笹間	6	6	当面は現体制を維持
花巻地域		56	47	△9部
第8分団	大迫	5	4	意見調整中（1部,5部）
第9分団	内川目	6	6	意見調整中（5部の3個班）
第10分団	外川目	4	3	意見調整中（1部,2部）
第11分団	亀ヶ森	3	1	意見調整中（3部の2個班、1部～3部）
大迫地域		18	14	△4部
第12分団	好地	3	3	当面は現体制を維持
第13分団	大瀬川・八日市	4	4	当面は現体制を維持
第14分団	八幡	4	4	当面は現体制を維持
第15分団	八重畑	4	4	当面は現体制を維持
第16分団	五大堂	4	4	当面は現体制を維持
第17分団	新堀	6	6	当面は現体制を維持
石鳥谷地域		25	25	±0部
第18分団	土沢	5	5	当面は現体制を維持
第19分団	谷内	4	4	当面は現体制を維持
第20分団	成島	3	2	意見調整中（1部,2部）
第21分団	浮田	4	4	当面は現体制を維持
第22分団	小山田	4	4	当面は現体制を維持
第23分団	田瀬	2	2	当面は現体制を維持
東和地域		22	21	△1部
合計		121	107	△14部

実施スケジュール

消防団組織等の再編は、地域の実情を把握し、管轄する分団や部と隣接する分団の意見を尊重するとともに、各地域のコミュニティ会議、行政区・自治会等、地域住民との合意形成を得るよう努めていきます。

地域情勢等による計画の見直しを考慮しますが、概ねの部の再編スケジュールは次のとおりです。

年度 分団	第1次	第2次					第3次	第4次
	元～5	6	7	8	9	10	11～15	16～20
第1分団								
第2分団								
第3分団	1と2	7と8、9と10					3と4、5と6、 11と12と13	
第4分団		4と7、5と8と9						
第5分団		2と3、4と5						
第6分団		2と3、4と6					1と5	
第7分団						1と4、5と6		
第8分団		1と5						
第9分団	6の 班統合	2及び5の班を統合						
第10分団	班統合	1と2					3と4	
第11分団		1～3を統合						

年度 分団	第1次	第2次					第3次	第4次
	元～5	6	7	8	9	10	11～15	16～20
第12分団								
第13分団								
第14分団								
第15分団								
第16分団								
第17分団								
第18分団								
第19分団								
第20分団								
第21分団								
第22分団								
第23分団								

5 消防水利

(1) 基本的な考え方

消防水利は、火災鎮圧のために消防車両とともに必要不可欠なものです。

消火栓は、平時の火災に備える目的で昭和 20 年代から整備を進めており、2,066 基が設置されています。また、防火水槽は、大規模地震災害等による消火栓使用不能時において必要不可欠な水利施設であるため、昭和 30 年代から整備を進めており、563 基が設置されています。

現在、市内の消防水利の充足率は 68.0%（※1）であり、消防水利が不足している状況であるため新たな整備も必要ですが、現在設置されている消防水利についても老朽化が進んでいることから、適切に維持・管理する必要があります。

今後は、財政負担の平準化と水利施設の長寿命化を念頭に、消火栓は概ね 30 年以上、防火水槽については 100 年程度を目標耐用年数とすることとします。また、本計画期間における消防水利の維持・管理方針は、以下の基本的な考え方とします。

なお、具体的な整備の時期については、各水利施設の状況を踏まえ、検討するものとします。

【消防水利の更新・整備に当たっての基本的な考え方】

- | |
|--|
| <p>I. 消火栓については、設置後概ね 30 年以上経過するものを岩手中部水道企業団が実施する上水道管の敷設替え工事に併せて新規製品へ更新します。</p> <p>II. 防火水槽は、昭和 58 年以前（※2）に設置された防火水槽のうち、耐用年数（※3）を経過したもので、道路や駐車場等、重量物により加重される箇所に設置している防火水槽、また、設置場所にかかわらず、消防職員による日常点検において「貯水量の増減」「地上面の変化」「マンホールの変状」が確認できる防火水槽については、専門機関による機能調査を実施し、診断結果に基づく補強の内容と費用対効果を精査し長寿命化、若しくは撤去の方針を決定します。</p> |
|--|

※1 令和 4 年度消防施設整備計画実態調査より（国による 3 年毎の調査）

※2 「一般財団法人日本消防設備安全センター既存防火水槽の簡易式強度・耐震診断の手引き」から昭和 59 年度以降に国の補助金対象となった二次製品等防火水槽は耐震性に問題はないことが確認されているものです。

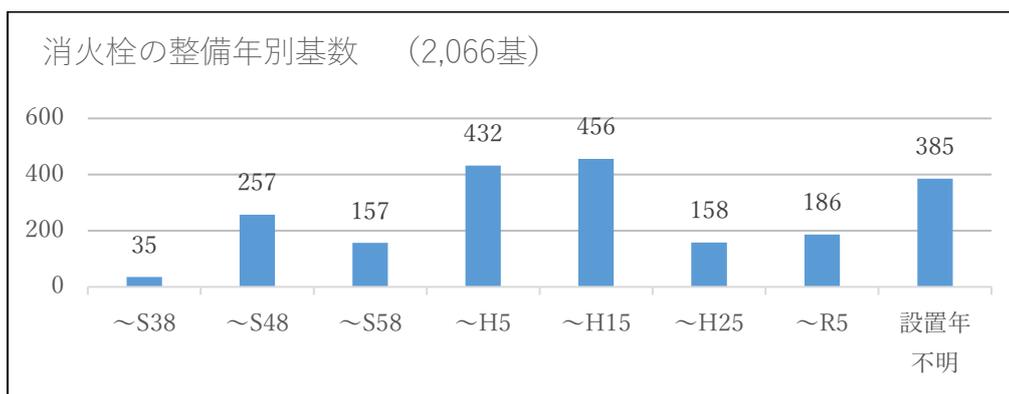
※3 「総務省所管補助金等交付規則」、及び「既存コンクリート造防火水槽等維持管理マニュアル（財団法人日本消防設備安全センター二次製品防火水槽等連絡協議会刊）」においては、鉄筋コンクリート製防火水槽の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき 50 年に設定されています。

(参考)

花巻市が管理する消防水利の現状は次のとおりです。

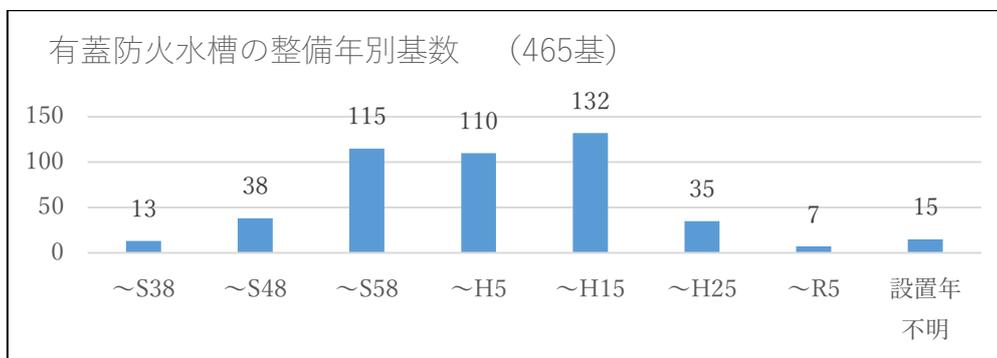
《消火栓》

区 分	計	公 設	
		地上式	地下式
合 計	2,066	2,052	14
花巻地域	1,297	1,296	1
東和地域	250	245	5
石鳥谷地域	426	426	0
大迫地域	93	85	8



《防火水槽》

	合計	有蓋	無蓋	公 設					
				100 m ³ 以上		40~99 m ³		40 m ³ 未満	
				有蓋	無蓋	有蓋	無蓋	有蓋	無蓋
合 計	563	465	98	0	2	357	1	108	95
花巻地域	238	237	1	0	0	156	0	81	1
東和地域	123	123	0	0	0	123	0	0	0
石鳥谷地域	122	59	63	0	2	36	1	23	60
大迫地域	80	46	34	0	0	42	0	4	34



(2) 施設別計画

消火栓

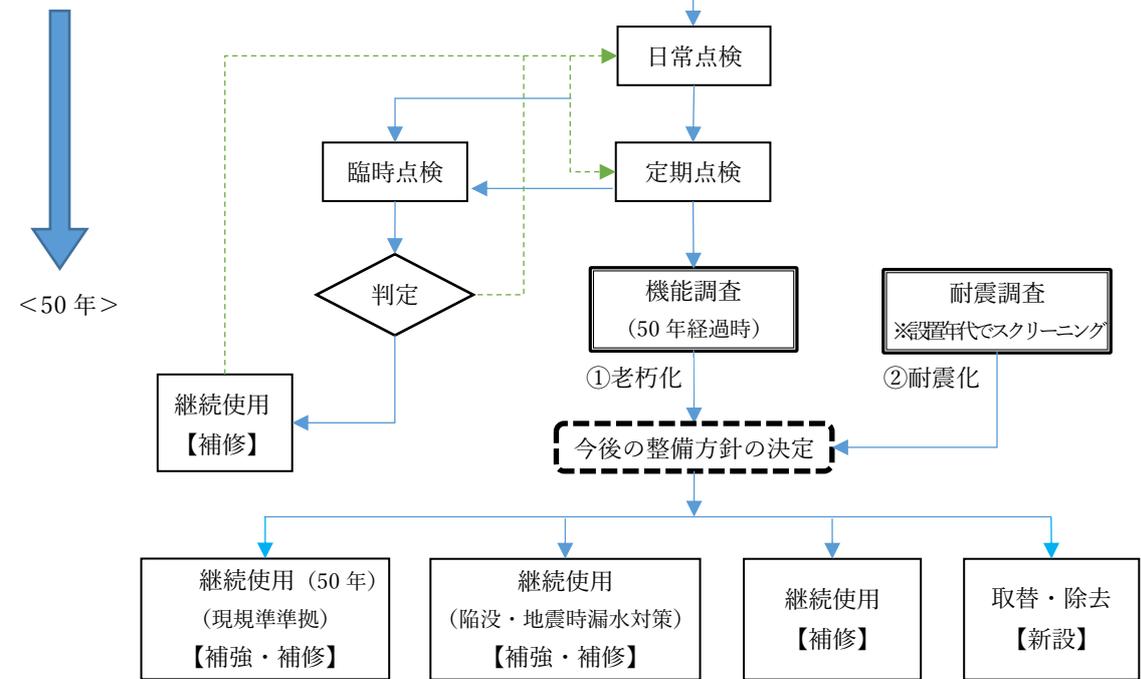
年度	1次	2次	3次	4次
	令和1～令和5 2019～2023	令和6～9 2024～2027	令和10～13 2028～2031	令和14～17 2032～2035
新設	17基	40基	40基	40基
移設・更新	61基	86基	120基	120基

防火水槽

年度	1次	2次	3次	4次
	令和1～令和5 2019～2023	令和6～9 2024～2027	令和10～13 2028～2031	令和14～17 2032～2035
機能・耐震調査	32基	12基	14基	14基
補強、補修	補修4基			
取替・除去	0			

有蓋防火水槽の修繕等に係るフローモデル

<経過年>



<50年>

各種点検、調査について

- ・ 日常点検、定期点検は消防職員による目視点検
- ・ 臨時点検は、消防職員、または専門家による目視点検
- ・ 機能調査、耐震調査は、専門家による目視調査や詳細調査